

## 12月から健康保険証廃止！

健康保険証の廃止について聞かれることが増えてきました。国や協会けんぽからの情報も出てきていますので、簡単にまとめます。

### ○12月2日以降、保険証の新規発行はされなくなる。

（マイナンバーカードに保険証登録をしたもの＝「マイナ保険証」へ移行）

○マイナ保険証のない人へは「資格確認書」が発行され、これまでの保険証と同様に使用することが可能。（新規採用者等で新たに加入する人も同じ）

マイナ保険証がなくても、病院を受診できなくなるようなことはありませんので大丈夫ですが、職員にも情報提供をしておく必要があるかと思えます。

今後のスケジュール等をまとめたものと、協会けんぽの資料を添付しますので、ご覧ください。

## 最低賃金 998 円へ

8月5日、長野地方最低賃金審議会が、10月からの最低賃金を998円とするよう労働局へ答申しました。

中央の審議会では全国一律50円アップが目安とされており、そのとおりの決着となりました。1,000円の大台には届かなかったものの、50円アップは過去最大の上げ幅ということです。

福祉・介護業界は処遇改善加算等もあり、以前よりは待遇改善も進んできています。しかしながら、時給の引上げによりパートの給与と正社員の月給が逆転してしまったり、新卒と2～3年目の職員との差がなくなってしまうと、いびつな状況になってしまうケースも生じています。全体のバランスを見ながら、給与体系（給料表）そのものの見直しが必要になってくるかもしれません。

## 質問・相談 事例集（雇用保険編）②

◆退職後すぐに次の会社へ就職する職員には、離職票を作って渡す必要はないか？

⇒職員が退職した際、事業主は離職票（離職証明書）を作成（ハローワークで手続き）し、本人へ交付しなければ

なりません。ただし、退職者が59歳未満で、離職票の発行を希望しない場合は除く、とされています。つまり、本人が要らないと言わない限り、原則として離職票を作って渡す必要があります（次の職場が決まっても。どれだけ勤務期間が短くとも）。また、59歳以上で退職する者には、本人の希望有無を問わず交付する必要があります。

◆退職する職員から、「会社都合退職」として扱ってほしいと言われた。

⇒会社都合退職とは、会社の事情により退職を余儀なくされることです。失業給付の受給にあたっては、倒産、解雇、雇い止め、退職勧奨、パワハラやいじめ、給与の未払い等の理由が「特定受給資格者」として受給期間等の優遇措置を受けられることとなります。失業給付をすぐ受けられるようにという気持ちから、実際は自己都合退職であるのに会社都合として記載するのは、虚偽申告にあたりますので絶対に行わないでください。自己都合か会社都合かは、双方の意見を聞いたうえでハローワークが判断しますので、離職理由はあくまでも「事実」をありのままに記載することが大切です。

◆病気で働けなくなり退職した職員。失業給付を受けられるか？

⇒失業給付（正式には「基本手当」）は、「働く意思と能力があり、就職先を探している」人が受けられるものです。病気やケガで働けない状態の人や、定年後しばらくゆっくりしたいので職を探す気がない、といった人は受給できません。ただ、病気・ケガ・出産・育児等により働けない場合は、ハローワークに申し出ることによって失業給付の受給期間を最大3年間延長（先延ばし）することができますので、そうした場合は早めにハローワークへ相談するよう案内してください。

次回へ続きます

### 【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL : 026-217-3152 FAX : 026-217-3153

URL : <https://www.sugiyama-sr.net/>

Mail : [mail@sugiyama-sr.net](mailto:mail@sugiyama-sr.net)